平成25年5月24日 健康福祉·病院経営委員会 配 付 資 料 健 康 福 祉 局

横浜市中区及び緑区精神障害者生活支援センター運営法人の 公益財団法人化に伴う指定管理者の取扱いについて

1 趣旨

横浜市中区及び緑区精神障害者生活支援センターについては、財団法人紫雲会(理事長 須藤 武彦)が指定管理者として運営を行っています。このたび、当法人は、公益法人制 度改革関連3法(平成20年12月1日施行)に基づき、平成25年3月28日に、神奈川県 知事に対して公益財団法人への移行認定申請を行いました。

公益財団法人移行後も、法人としての同一性が保持されている場合には、再度の指定は不要であるため、引き続き、当法人が指定管理者として、両施設の管理運営を行うものとします。

※対象となる指定管理施設及び指定期間

施設名	指定期間
横浜市中区精神障害者生活支援センター	平成 25 年 3 月 25 日~平成 35 年 3 月 31 日
横浜市緑区精神障害者生活支援センター	平成 23 年 4 月 1 日~平成 33 年 3 月 31 日

2 再指定が不要となる理由

次の2点から、法人としての同一性が保持されるものと判断できるため、横浜市指定管理者制度運用ガイドラインに基づき、再指定は不要となります。

- (1) 目的及び事業内容が、移行前の法人と大きく異ならないこと
- (2) 他の団体との合併が同時に行われないこと

3 今後の予定

財団法人紫雲会では、神奈川県知事から認定について通知があり次第、公益財団法人と しての登記を行う予定です。(申請から3~6か月後の見込み)

参考1 横浜市指定管理者制度運用ガイドライン(抜粋)

(5) 法人格等変更時の再指定

指定管理者として指定されたのちに、団体の合併やNPO 等の法人格取得または公益法人改革関連3法への対応等によって、団体の法人格に変更が加えられた場合には、原則として指定管理者を再度指定することが必要となり、議会での議決を要することとなる。

しかし、法人の名称のみが変更された場合や、<u>旧民法第34条に基づく社団法人又は財団法人が、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づく公益法人となった際に、法人としての「同一性」が保持されている場合には、再度の指定は不要であると考えられる。</u>

参考2 現法人 財団法人紫雲会の概要

明治 42 年 10 月に、紫雲会横浜病院の前身となる横浜神脳院が、神奈川県最初の精神科病院として創設されました。その後、昭和 32 年に財団法人として、医療福祉事業を推進していくために設立されました。設立以来、精神障害者を医療と福祉の両面から支援する取組を進めています。

- 1 基本金 1,076,405 円 (財団法人設立時:昭和32年7月25日)
- 2 代表者 理事長 須藤 武彦
- 3 所在地 横浜市神奈川区神大寺三丁目1番12号
- 4 主な事業
 - (1) 紫雲会横浜病院
 - (2) 横浜市中区精神障害者生活支援センターの管理運営 指定管理料: 61,230 千円(平成25 年度予算)
 - (3) 横浜市緑区精神障害者生活支援センターの管理運営 指定管理料:62,300千円(平成25年度予算)
 - (4) 障害福祉サービス事業所「ゆかり荘」
 - (5) 障害者グループホーム「ふじハイツ」